覚 書（案）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構〇〇〇（以下「発注者」という。）と △△△（以下「受注者」という。）は、発注者受注者間で令和　年　月　日付けで締結した電力需給契約書（以下「原契約」という。）第27条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（費用の負担）

第１条　発注者の希望する契約電力の変更により、受注者が東京電力パワーグリッド株式会社（以下「一般送配電事業者」という。）から託送供給等約款Ⅵの54に基づき料金、工事費の精算を申し受けた場合、あるいは同約款Ⅶの57、58、59、62、63、64及びⅧの70、71に基づき一般送配電事業者から費用負担を申し受けた場合、発注者がその費用を負担する。

（最大需要電力）

第２条　最大需要電力は、30分ごとの需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が発注者の需要場所内に設置する電力取引メータ（以下「取引計量器」という。）により計量される値をいう。

（契約超過金）　*（※本条は落札者の設定メニューによるものとする。以下参考）*

第３条　発注者は、契約電力を超えて電気を使用した場合には、受注者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその１月の力率により割引又は割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として支払うものとする。この場合、契約超過電力とは、その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。

２　受注者は、前項の規定により契約超過金を請求する場合は、契約電力を超過して使用した１月の電気料金と合わせて請求するものとし、発注者は原契約第11条第２項に定める支払期限までに受注者に支払うものとする。

（燃料費調整額）　*（※本条は落札者の設定メニューによるものとする。以下参考）*

第４条　燃料費調整額とは、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の電気需給約款により算出した燃料費調整単価に使用電力量を乗じたものとする。

２　受注者は、燃料費調整単価が確定後速やかに、発注者に１ヶ月ごとの燃料費調整単価を通知しなければならない。なお、当該通知は、月々の電気料請求書への明記をもって代えることができる。

（市場価格調整額）　*（※本条は落札者の設定メニューによるものとする。以下参考）*

第５条　市場価格調整額とは、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の電気需給約款に定める算定方法に基づき算定した市場価格調整単価に、当該月の使用電力量を乗じて得た額（時

間帯別の算定を行う場合にあっては、各時間帯別の単価に当該各時間帯における使用電力量をそれぞれ乗じて算出した額の合計）とする。

２　受注者は、市場価格調整単価が確定後速やかに、発注者にその単価及び算定の根拠となる数値を通知しなければならない。なお、当該通知は、月々の電気料請求書への明記をもって代えることができる。

（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

第６条　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）及び関係法令の定めるところにより算出する。

（力率）

第７条　力率は、その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。）とする。

（計量日時）

第８条　原契約第８条の計量日（検針日）における計量（検針）時間は、同日の24時とする。また、その計量値は、取引計量器により計量（検針）されるものとし、受注者は計量値を一般送配電事業者から受領後、速やかに発注者に通知するものとする。

（細目事項）

第９条　原契約書及び本覚書に記載のない契約履行上必要な細目については、受注者が定める電気需給約款を準用する。

附 則

本覚書の適用開始日は、令和９年４月１日とする。

以上の覚書を証するため、この覚書２通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和〇年〇月〇日

発注者　〇〇〇〇０－０－０
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立〇〇〇
〇〇　　□□□ □□□

受注者　△△△

※　本覚書案に記載されている各条項については、場合により削除するなど、発注者及び受注者が協議して決定する。